申請資格要件について

申請団体は、次の申請格要件を確認し、将来においても下記 $1 \sim 15$ には該当しないことを誓約します。

また、JANPIAが必要と判断した場合には、提出した役員名簿上の個人情報を警察に提供することについて同意します。

・出資事業に関して実質的に主体となる法人が申請を行うこと。

ファンド出資型:ファンド運営者となる法人が行うこと。

法人出資型:コンソーシアム構成企業でも中心となる法人が申請を行うこと。

- ・審査の過程で、ガバナンス・コンプライアンス体制や経営の健全性などを確認する必要があるため、申請団体は日本国内に登記されている法人に限定する。そのため、例えば有限責任事業組合 (LLP) は法人格を有さないため、ファンド運営者となることは可能だが、申請者として申し込むことはできない。
- ・出資事業の運営能力を持つ法人が申請を行うこと。

ファンド出資型:金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らがファンド 運営者となり、本公募要領を満たすファンドを創設し運営を行うこ とのできるもの。(ファンド運営者が運用を別会社に委託する場 合、又は複数社が合同会社等を設立してファンド運営者となる場合 は、関係各社が合意の上、提案していることが確認できる書類を提 出すること。)

法人出資型:複数の企業の出資の下で、社会課題解決に取り組む企業に向けた出資を 専門的に行う株式会社を設立予定で、本公募要領を満たす運営を行うこ とのできるもの。

- ・出資業務の実績を有すること。(申請団体が実績を有していない場合等は、申請団体の メンバーが以前に在籍したファンド運営や出資業務に関する実績を考慮します。)
- ・申請可能な事業数を超えないこと。
 - ▶ ファンド出資型の申請及び法人出資型の申請は各 1 事業までとし、異なる提案を される場合は、合計 2 事業の申請が可能。
 - ▶ アドバイザーその他の立場で関与する場合であっても、上記同様。なお、個人としての副業・兼業等により他の事業に関与することを妨げるものではない。
- ・公募要領「第 I 編 2 章 出資の概要」を満たすことのできるファンドもしくは株式会社 を運営しているもの、又は運営する予定であるもの。

ただし、以上に該当する場合でも、以下のいずれかに該当する場合は応募ができません。

- 1. 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- 2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- 3. 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。) の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 4. 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
- 5. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるもの
- 6. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 7. 指定活用団体の指定、資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の 選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度に おいてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しないもの
- 8. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいるもの
 - (ア)禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - (イ)法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 9. ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していないもの
- 10. 独立行政法人及び国立大学法人
- 11. 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体 ※(設立経緯、運営財源の性質(行政の予算かどうか)、役員構成、独立した意思決定の可 否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。)
- 12. JANPIA の役員及び審査委員が役員に就いている団体、又は過去にこれらの者が役員に就いており退任後 6 か月間を経過していないもの
- 13. 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始申立、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく民事再生手続開始申立又は破産法 (平成 16 年法律 第 75 号) に基づく破産手続開始申立がなされているもの
- 14. 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- 15. 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、役員等からの提出を受けた誓約書 等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に5年間保存してください。